



水質汚濁防止法に基づく各項目の 許容限度等の見直しについて

平成 26 年 9 月 11 日(木)に開催された中央環境審議会水環境部会(第 35 回)において、「水質汚濁防止法に基づく排水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目の許容限度等の見直しについて(答申)」が取りまとめられ、中央環境審議会会長から同日付けで環境大臣へ答申がなされ、カドミウム及びその化合物に関して基準値等の見直しの検討を行った結果、以下のとおり結論を得ました。

- 1) 排水基準は現行の基準値0.1mg/l から0.03mg/lとする
- 2) 特定地下浸透基準は現行の 0.001mg/lのまま据え置きとする
- 3) 地下水浄化基準は現行の 0.01mg/lから 0.003mg/lとする
- 4) 暫定排水基準としては以下の業種について設定するものとする
 - a) 金属鉱業 : 0.08mg/l
 - b) 非鉄金属第1次製錬・精製業及び非鉄金属第2次製錬・精製業(亜鉛に係るものに限る) : 0.09mg/l
 - c) 溶融めっき業(溶融亜鉛めっきを行うものに限る) : 0.1mg/l

これを受け、環境省、国土交通省はカドミウム及びその化合物に関する基準等について、関係省令の改正を行う予定です。

当社では、カドミウム及びその化合物も含め、各種排水項目の分析について長年の実績がございます。ご不明な点等ありましたら、是非一度ご相談ください。

資料 平成 26 年 9 月 18 日付 環境省ホームページ

平成 26 年 9 月 18 日付 日本水道新聞 P1

生活環境箇所 清水圭介

水質汚濁に係る環境基準の見直しについて

平成 26 年 9 月 11 日(木)に開催された中央環境審議会水環境部会(第 35 回)において、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて(第4次報告)」が取りまとめられ、中央環境審議会会長から同日付けで環境大臣へ答申がなされました。これを受け、環境省は所定の手続きを行い、告示を制定する予定です。

・ 答申の概要

環境基本法に基づく水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の見直しの検討を行った結果、以下のとおり結論を得ました。

項目名	トリクロロエチレン
新たな基準値	0.01 mg/L 以下
現行の基準値	0.03 mg/L 以下

備考 基準値は年間平均値とする。

当社では、トリクロロエチレンなどの揮発性有機化合物の分析について長年の実績がございます。ご不明な点等ありましたら、是非一度ご相談ください。

資料 平成 26 年 9 月 18 日付 環境省ホームページ

測定技術箇所 佐藤亮平

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

1. [労働安全衛生法施行令、施行規則等の一部を改正](#)
2. [低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理認定について](#)
(エコシステム小坂株式会社)
3. [低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理認定について](#)
(株式会社クレハ環境)
4. [認可物質候補リスト\(SVHCリスト\)に追加する 10 物質を新たに提案](#)
5. [土壌汚染に係る環境基準の見直し\(案\)に対する意見の募集について](#)
6. [低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理認定について\(株式会社GE\)](#)
7. [低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理認定について](#)
(株式会社富山環境整備)



水道 GLP における亜硝酸態窒素の認定範囲の拡大が承認されました！

当社では、2012 年に水道 GLP(水道水質検査優良試験所規範)の認定を取得しましたが、この度、2014 年 4 月に水道法の改正において追加された亜硝酸態窒素においても拡大申請が承認され、高い信頼性と精度が確保されていることを第三者機関(日本水道協会)から認められました。